県章

山形県公報

令和８年10月16日（金）
第746号
毎週火・金曜日発行

目　　次

規　　則

○山形県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則……（都市計画課）…1001

告　　示

○指定障害児通所支援事業者の指定……（村山総合支庁地域健康福祉課）…1002
○指定管理者の指定……（産業技術イノベーション課）… 同
○同　……（国際観光・高付加価値創出課）… 同
○同　……（県民文化芸術振興課）…1003
○公共測量の実施の通知……（県土整備企画課）… 同
○同　……（　同　）… 同
○公共測量の終了の通知……（　同　）… 同
○令和元年７月県告示第203号（車両制限令第３条第４項の規定による道路の指定及び同令第10条第２項の規定による通行方法）の一部改正……（道路保全課）…1004
○指定管理者の指定……（建築住宅課）…1005
○開発行為に関する工事の完了……（村山総合支庁建築課）… 同

公　　告

○特定調達契約に係る落札者の公告……（総務厚生課）…1006
○特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……（ＤＸ推進課）… 同
○令和８年度山形県の特定役務（建設工事）の調達契約に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告……（建設企画課）… 同
○特定調達契約に係る落札者の公告……（会　計　局）…1007
○令和７年度会計対象財政的援助団体等の監査結果の公表……（監 査 委 員）…1008
○一般競争入札の公告……（病院事業局）…1014

規　　則

山形県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年10月16日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

山形県規則第54号

山形県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

山形県屋外広告物条例施行規則（昭和49年12月県規則第74号）の一部を次のように改正する。

第11条の２第１項第１号中「第34条」を「第37条」に改める。

別記様式第１号から別記様式第３号までの規定中

「

建　築　確　認	要　　不要

」を

「

建　築　確　認	要　　不要
不燃材料の使用	使用　非該当のため不使用

」に改める。

附　則

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　改正前の別記様式第１号から別記様式第３号までの規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

告　　示

山形県告示第735号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の５の３第１項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和８年10月16日

山形県知事　　吉　　村　　美　栄　子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	定　員	指定年月日
株式会社メグシィ 鶴岡市高坂字杉ケ沢72番地33	キッズスクールメグシィ河北教室 西村山郡河北町谷地字砂田206番地１	児童発達支援	10名	令和 8.10. 1
株式会社メグシィ 鶴岡市高坂字杉ケ沢72番地33	キッズスクールメグシィ河北教室 西村山郡河北町谷地字砂田206番地１	放課後等デイサービス	10名	同

山形県告示第736号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により、山形県産業科学館の指定管理者を次のとおり指定した。

令和８年10月16日

山形県知事　　吉　　村　　美　栄　子

１　公の施設の名称　　山形県産業科学館

２　指定した団体　　山形市城南町一丁目１番１号
山形県産業科学館共同管理者

３　指定の期間　　令和９年４月１日から令和12年３月31日まで

山形県告示第737号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により、山形県国民宿舎竜山荘の指定管理者を次のとおり指定した。

令和８年10月16日

山形県知事　　吉　　村　　美　栄　子

１　公の施設の名称　　山形県国民宿舎竜山荘

２　指定した団体　　山形市蔵王温泉938番の４
株式会社川前サステナーズ

３　指定の期間　　令和９年４月１日から令和12年３月31日まで

山形県告示第738号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により、山形県郷土館及び県政史緑地の指定管理者を次のとおり指定した。

令和８年10月16日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　公の施設の名称　山形県郷土館及び県政史緑地
２　指定した団体　山形市緑町一丁目２番36号
　　公益財団法人山形県生涯学習文化財団
３　指定の期間　令和９年４月１日から令和14年３月31日まで

山形県告示第739号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、国土交通省北陸地方整備局羽越河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和８年10月16日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　公共測量を実施する地域
　横川ダム（西置賜郡小国町の一部）
２　公共測量を実施する期間
　令和８年９月14日から令和９年２月26日まで
３　作業の種類
　公共測量（航空レーザ測深測量）

山形県告示第740号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和８年10月16日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　公共測量を実施する地域
　山形市蔵王松ヶ丘～大字明石堂地内
２　公共測量を実施する期間
　令和８年９月14日から同年12月18日まで
３　作業の種類
　公共測量（基準点測量及びレベル等による水準測量）

山形県告示第741号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第２項の規定により、酒田市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和８年10月16日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　公共測量を実施した地域
　酒田市生石地内
２　公共測量を実施した期間
　令和６年６月17日から令和７年５月20日まで
３　作業の種類
　公共測量（基準点測量）

山形県告示第742号

令和元年７月県告示第203号（車両制限令第３条第４項の規定による道路の指定及び同令第10条第２項の規定による通行方法）の一部を次のように改正する。

令和８年10月16日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

第１項の表を次のように改める。

路線名	指定する区間	
	起点	終点
一般国道112号	酒田市光ケ丘四丁目13番	酒田市宮海字新林572番４
一般国道121号	米沢市窪田町窪田字東谷地215番１	米沢市窪田町小瀬字大明神581番２
一般国道287号	東置賜郡川西町西大塚2281番	長井市舟場３番23
同　上	寒河江市中央工業団地1055番１	寒河江市大字八鍬字南714番16
同　上	西村山郡河北町谷地字真木142番１	東根市大字蟹沢1823番５
一般国道347号	尾花沢市大字尾花沢字下川原5358番１	尾花沢市大字尾花沢字下川原5372番１
一般国道348号	山形市南館五丁目１番15	山形市鉄砲町三丁目３番17
一般国道458号	上山市四ツ谷一丁目１番１	上山市石曽根字山咲1343番１
主要地方道白石上山線	上山市金谷字飯ノ森2068番１	上山市高野字飯ノ森79番３
主要地方道山形白鷹線	山形市高堂二丁目707番１	山形市大字沼木字高野内598番５
主要地方道山形山寺線	山形市大野目四丁目83番１	山形市穂積80番１
主要地方道天童寒河江線	天童市荒谷字日川1232番１	天童市清池字藤段1363番
主要地方道寒河江村山線	東根市大字松沢字砂田257番１	東根市大字長瀞字南方354番２
主要地方道庄内空港立川線	酒田市浜中字村東840番１	東田川郡三川町大字猪子字和田庫158番４
主要地方道山形上山線	上山市みはらしの丘21番	上山市四ツ谷一丁目１番１
主要地方道酒田八幡線	酒田市宮海字新林662番19	酒田市藤塚字北割142番
一般県道東根尾花沢線	村山市大字土生田字道出4681番11	村山市大字土生田字道出4591番１
一般県道北山形停車場大野目線	山形市浜崎86番１	山形市浜崎１番１
一般県道大野目内表線	山形市大野目三丁目14番	山形市大野目三丁目70番１

一般県道山形空港線	東根市大字羽入字柏原新林3008番269	東根市大字羽入字柏原新林3008番481
一般県道大石田土生田線	村山市大字土生田字道出4631番１	村山市大字土生田字道出4591番２
一般県道大森中野線	山形市大字十文字字大原892番５	山形市大字漆山字伊達城4323番１
一般県道東山七浦線	山形市上柳17番１	山形市大字青柳字一本木248番３
一般県道東根長島線	東根市大字東根元東根字宮崎裏5157番45	東根市大字長瀞字南方364番12
一般県道面野山鶴岡線	鶴岡市覚岸寺字菅谷地40番11	鶴岡市宝田一丁目９番７
一般県道鶴岡広野線	東田川郡三川町押切新田茨谷地17番１	酒田市広野大字福岡476番４
一般県道榿代鶴岡線	鶴岡市宝田二丁目１番40	鶴岡市茅原字草見鶴47番１
一般県道吹浦酒田線	酒田市若竹町一丁目１番16	酒田市東両羽町８番１

山形県告示第743号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により、山形県県営住宅等の指定管理者を次のとおり指定した。

令和８年10月16日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　公の施設の名称　山形県県営住宅及び共同施設
２　指定した団体　山形市七日町三丁目１番９号
　　県営住宅管理共同企業体
３　指定の期間　令和９年４月１日から令和14年３月31日まで

山形県告示第744号

次の開発行為は、完了した。

令和８年10月16日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　許可番号
　令和７年８月20日　指令村総建第246号
２　開発区域に含まれる地域の名称
　上山市藤吾字大田2201番１、2201番２、2201番３、2201番４、2206番１、2206番２、2206番４、2207番２、2224番６、2225番２、2226番１、2226番２、2227番１、2227番２、2228番１の一部、2228番３、2228番４、2228番５、2228番６、2228番７、2228番８、2228番９、2228番10、2228番11、2228番12、藤吾字南田2230番、2231番、2232番、2233番１、2233番２、2234番、2235番、2236番、2237番、2238番、2239番、2240番、2241番、2242番、2243番、2244番、2245番、2246番１、2246番２、2247番、2248番、2249番１、2249番２、2250番、2251番１、2251番２の一部、2252番１、2252番２の一部、2253番１、2253番２の一部、2254番１、2254番２の一部、2254番３、2254番４、2255番１、2255番２、2255番３の一部、2256番２、2256番３の一部、2256番４、2256番５、2257番２、2257番３の一部、2258番１、2258番６、2258番７、2258番10、2264番２の一部、2273番４、2284番、2286番１、2286番２、2286番８、2286番９、2286番10、2286番11、2286番12、2286番13、2286番14、2287番１の一部、2287番４、2288番、2289番、2290番１の一部、2290番３、2291番、2292番、2293番、2294番、2295番１、2295番２、2296番、赤坂字水尻15番１、16番１、16番２の一部、17番１、17番２の一部、18番１、19番、20番の一部、21番、22番、赤坂字前田40番１、41番１、58番２の一部、59番の一部、川口字赤坂前2066番、2067番、2068番、2069番、2070番、2071番、2072番、2073番、2074番、2075番、2076番、2077番１、2077番５の一部、2078番１、2128番の一部、

2129番、2137番の一部
３　開発許可を受けた者の住所及び名称
上山市河崎一丁目１番10号　上山市

公　　告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。
なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第１条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。
令和８年10月16日
山形県知事　吉　村　美　栄　子
１　落札に係る特定役務の名称及び数量
山形県給与等システム運用管理業務　一式
２　特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県総務部総務厚生課業務システム係　山形市松波二丁目８番１号
電話番号023(630)3337
３　落札者を決定した日　令和８年９月７日
４　落札者の名称及び所在地
株式会社ＹＣＣ情報システム　山形市松波四丁目５番12号
５　落札金額　281,160,000円
６　特定調達契約の相手方を決定した手続　一般競争入札
７　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６第１項の規定による公告を行った日
令和８年７月28日

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。
なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第１条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。
令和８年10月16日
山形県知事　吉　村　美　栄　子
１　随意契約に係る特定役務の名称及び数量
東北・新潟自治体情報セキュリティクラウドサービス（山形県分）移行業務　一式
２　特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県みらい企画創造部ＤＸ推進課デジタル基盤整備担当
山形市松波二丁目８番１号　電話番号023(630)3198
３　随意契約の相手方を決定した日　令和８年８月24日
４　随意契約の相手方の名称及び所在地
ソフトバンク株式会社　東京都港区海岸一丁目７番１号
５　随意契約に係る契約金額　77,454,740円
６　特定調達契約の相手方を決定した手続　随意契約
７　随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第１項第１号該当

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）の規定が適用される令和８年度における山形県の特定役務（建設工事に限る。）の調達契約（以下「特定調達契約」という。）に係る競争入札の参加者の資格等は、次のとおりである。
なお、既に山形県財務規則（昭和39年３月県規則第９号。以下「規則」という。）第125条第５項に規定する競争入札参加資格者名簿（有効期間が令和９年３月31日までのものに限る。以下「資格者名簿」という。）に電気工事の資格を有する者として登載されている者は、この公告による申請は要しないものとする。

令和８年10月16日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　調達する特定役務の種類

電気工事

２　競争入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納している者でないこと。

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第３条第１項の規定による建設業の許可を受けた者であること。

(3) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること。ただし、個人事業所で、かつ、従業員が４人以下である等の事由により適用事業所に該当しない場合を除く。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項各号に規定する者に該当しないこと。

(5) 法第27条の29第１項に規定する総合評定値（当該総合評定値の算出に係る審査基準日が、規則第125条第２項に規定する競争入札参加資格審査申請書（建設工事）（以下「申請書」という。）の提出日前１年７月以内のものであり、かつ、直近のものに限る。）が、電気工事について、810点以上であること。

３　申請書の提出の時期

申請書は、特定調達契約の締結が見込まれる場合において、随時に提出することができる。

４　申請の方法

(1) 申請書の用紙等の入手方法

申請書の用紙等は、県土整備部建設企画課において競争入札の参加資格を得ようとする者に交付する。

また、山形県のホームページ（https://www.pref.yamagata.jp/）からもダウンロードできる。

(2) 申請書の提出方法

競争入札の参加資格を得ようとする者は、申請書に建設工事等入札参加資格審査基準別表第１に掲げる知事が必要と認める書類を添付して、契約担当者に提出すること。

(3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書は、日本語で作成すること。

なお、(2)に定める書類で外国語で記載されたものについては、日本語の訳文を付し、又は添付すること。

５　資格審査及び結果の通知

(1) 競争入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）は、４により提出された書類により行い、当該書類を提出した者について資格を有すると認めたときは、資格者名簿に登載する。

(2) 資格審査の結果については、申請書を提出した者に通知する。

６　資格の有効期間及び更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

資格者名簿に登載された日から令和９年３月31日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新については、規則第125条第２項及び第４項の規定により必要に応じて申請書を提出すること。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第１条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和８年10月16日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　落札に係る物品等の名称及び数量

液晶ペンタブレット及びタブレット用保護カバー　一式

２　特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県会計局会計課調達担当　山形市松波二丁目８番１号　電話番号023(630)2718

３　落札者を決定した日　令和８年９月８日

４　落札者の名称及び所在地

株式会社メコム　山形市香澄町二丁目９番21号

５　落札金額　62,230,784円
６　特定調達契約の相手方を決定した手続　一般競争入札
７　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６第１項の規定による公告を行った日
　令和８年７月14日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第７項の規定により、令和８年７月から同年８月までに実施した令和７年度会計対象財政的援助団体等の監査の結果に関する報告について、同条第９項の規定により次のとおり公表する。

令和８年10月16日

山形県監査委員　加　賀　正　和
山形県監査委員　小　松　伸　也
山形県監査委員　柴　田　　優
山形県監査委員　海　老　名　信　乃

１　監査の基準
　山形県監査委員監査基準（令和２年４月県監査委員訓令第１号）に準拠して実施
２　監査の種類
　財政的援助団体等監査
３　監査の対象
（1）監査対象団体　山形県公立大学法人等　８法人
（2）監査対象期間　令和７年度
４　監査の着眼点
　監査の対象となった財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか。
５　監査の実施内容
　監査対象期間における財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、関係書類等を照合確認するなどの方法により監査を実施した。
６　監査の結果
　監査対象期間における財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、以上のとおり監査した限りにおいて、適正に行われているものと認められた。監査対象の団体ごとの監査結果は次のとおりである。
（1）山形県公立大学法人
　監査実施年月日　令和８年８月20日
　担当監査委員　小松　伸也、海老名　信乃
　イ　監査事項
　（ｲ）出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団　体　の　目　的
2,053,160,000円	基本財産の現在額 2,053,160,000円 県の出資割合　100％	地方独立行政法人法に基づき、大学を設置し、及び管理することにより、豊かな教養に裏付けられた専門的な知識と技術・技能を身に付け、広く社会で活躍する人材を育成するとともに、地域に根ざした大学として真理の探究と知の創造に努め、もって地域ひいては社会全体の持続的な発展に寄与する。

　ロ　指摘事項（是正改善を要するとして指摘した事項）　なし
　ハ　注意事項（是正改善を要するとして注意した事項）　なし
（2）公立大学法人山形県立保健医療大学
　監査実施年月日　令和８年８月20日
　担当監査委員　加賀　正和、柴田　優
　イ　監査事項
　（ｲ）出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団　体　の　目　的
2,941,881,000円	基本財産の現在額 2,941,881,000円 県の出資割合　100％	地方独立行政法人法に基づき、大学を設置し、及び管理することにより、幅広い教養と豊かな知識と技術を持ち、専門職としての理念に基づき行動できる人材を育成するとともに、地域に開かれた大学として保健医療に関する教育、研究の成果を地域に還元し、もって県民の健康及び福祉の向上に寄与する。

ロ　指摘事項（是正改善を要するとして指摘した事項）　なし

ハ　注意事項（是正改善を要するとして注意した事項）　なし

(3) 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構

監査実施年月日　　令和８年８月20日

担当監査委員　　小松　伸也、海老名　信乃

イ　監査事項

(ｲ) 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団　体　の　目　的
11,527,033,307円	基本財産の現在額 19,624,389,029円 県の出資割合　58.7％	地方独立行政法人法に基づき、医療の提供、医療に関する調査及び研究等を行うことにより、庄内地域等の医療政策として求められる高度専門医療を提供し、及び当該地域における医療水準の向上を図り、もって住民の健康の維持及び増進に寄与する。

ロ　指摘事項（是正改善を要するとして指摘した事項）　なし

ハ　注意事項（是正改善を要するとして注意した事項）　なし

(4) 公益財団法人やまがた産業支援機構

監査実施年月日　　令和８年７月10日

担当監査委員　　小松　伸也、海老名　信乃

イ　監査事項

(ｲ) 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団　体　の　目　的
486,675,984円	基本財産の現在額 1,260,862,984円 県の出資割合　38.6％	県内中小企業等の経営基盤の強化、経営の革新、創業の促進、技術・研究開発、人材の育成等に関する支援を総合的に実施することにより、県内中小企業等の振興を図り、もって県内産業の発展と地域経済の活性化に寄与する。

(ﾛ) 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

管理施設名	令和７年度管理経費等	指定期間	業　務　の　内　容
山形県産業創造支援センター	12,391,000円	令和５年４月１日 ～ 令和８年３月31日	山形県産業創造支援センターの施設等の維持管理及び運営に関する業務を行う。

(ﾊ) 補助等に係るものの出納その他の事務の執行状況

補助等の名称	補助等対象事業費	補助等の金額	補助等の目的
山形県経営基盤強化体制整備事業費補助金	59,938,442円	56,949,332円	県内中小企業の新規創業・新分野進出支援、専門家派遣、経営革新支援を行う事業に要する経費を補助する。
山形県下請企業振興事業費補助金	4,234,786円	4,234,786円	受発注情報の収集提供、取引あっせん等を行う事業に要する経費を補助する。
山形県自動車関連産業集積促進等事業費補助金	2,739,443円	2,739,443円	県内企業の自動車関連産業の取引拡大、参入促進支援を行う事業に要する経費を補助する。
山形県中小企業成長支援事業費補助金	35,426,320円	10,454,828円	県内中小企業の販路開拓・拡大支援を行う事業に要する経費を補助する。
山形県中小企業ＧＸ関連取引拡大支援事業費補助金	12,748,031円	12,748,031円	県内中小企業のＧＸ分野での取引拡大と新規顧客獲得支援を行う事業に要する経費を補助する。
山形県創業支援センター運営事業費補助金	33,676,658円	30,794,232円	起業・創業等支援拠点の運営等を行う事業に要する経費を補助する。
山形県地域課題解決型ビジネス創出事業費補助金	9,606,622円	9,606,622円	地域課題解決型ビジネスの創出体制構築支援を行う事業に要する経費を補助する。
山形県中小企業まるっとサポート事業費補助金（販路開拓支援事業）	8,912,500円	8,852,000円	県内事業者の販路開拓支援を行う事業に要する経費を補助する。
山形県産学官連携コーディネート事業費補助金	16,790,118円	16,790,118円	産学官連携による研究開発プロジェクト支援を行う事業に要する経費を補助する。
山形県産学官連携コーディネート事業費補助金（有機材料、環境・エネルギー）	9,158,296円	9,158,296円	産学官連携による研究開発プロジェクト支援を行う事業に要する経費を補助する。
山形県ヘルスケア（医療）関連機器等開発・販路開拓支援事業費補助金	5,386,000円	4,506,000円	ヘルスケア（医療）関連機器等開発促進、販路開拓支援を行う事業に要する経費を補助する。
山形ＤＸ推進運営事業費補助金	6,105,040円	6,105,040円	県内企業に対するＤＸ普及啓発、取組支援、情報収集・発信等を行う事業に要する経費を補助する。
やまがた産業支援機構運営費補助金	186,300,341円	148,215,342円	機構の運営に要する経費を補助する。
商談会開催事業負担金	16,361,000円	1,500,000円	県内企業の受発注拡大に資する商談会の開催に要する経費を負担する。
小規模企業者等設備導入資金貸付金	―	634,973,250円	設備貸与事業に要する事業資金を貸し付ける。

工業技術力整備機械貸与事業資金貸付金	－	429,574,800円	設備貸与事業に要する事業資金を貸し付ける。
自動車航空機関連産業設備貸与事業資金貸付金	－	400,892,290円	設備貸与事業に要する事業資金を貸し付ける。

補助等の名称	補助等対象事業費	補償期間	補助等の目的
小規模企業者等設備貸与事業会計（損失補償）	7,926,000円	平成27年４月１日～令和８年10月22日	設備貸与事業に要する設備調達資金を補償する。
小規模企業者等設備貸与事業会計（損失補償）	4,905,000円	平成28年４月１日～令和９年12月25日	設備貸与事業に要する設備調達資金を補償する。
小規模企業者等設備貸与事業会計（損失補償）	7,942,000円	平成29年４月３日～令和10年９月25日	設備貸与事業に要する設備調達資金を補償する。
小規模企業者等設備貸与事業会計（損失補償）	12,056,000円	平成30年４月２日～令和11年12月27日	設備貸与事業に要する設備調達資金を補償する。
小規模企業者等設備貸与事業会計（損失補償）	12,879,000円	平成31年４月１日～令和13年３月29日	設備貸与事業に要する設備調達資金を補償する。
小規模企業者等設備貸与事業会計（損失補償）	10,386,000円	令和２年４月１日～令和14年３月29日	設備貸与事業に要する設備調達資金を補償する。
小規模企業者等設備貸与事業会計（損失補償）	49,485,000円	令和３年４月１日～令和14年12月27日	設備貸与事業に要する設備調達資金を補償する。
小規模企業者等設備貸与事業会計（損失補償）	52,630,000円	令和４年４月１日～令和16年１月26日	設備貸与事業に要する設備調達資金を補償する。
小規模企業者等設備貸与事業会計（損失補償）	98,559,000円	令和５年４月３日～令和17年１月28日	設備貸与事業に要する設備調達資金を補償する。
小規模企業者等設備貸与事業会計（損失補償）	46,047,000円	令和６年４月１日～令和18年１月30日	設備貸与事業に要する設備調達資金を補償する。
小規模企業者等設備貸与事業会計（損失補償）	120,500,000円	令和７年４月１日～令和19年１月29日	設備貸与事業に要する設備調達資金を補償する。

ロ　指摘事項（是正改善を要するとして指摘した事項）　なし

ハ　注意事項（是正改善を要するとして注意した事項）　なし

(5) 公益財団法人やまがた農業支援センター

監査実施年月日　　令和８年８月20日

担当監査委員　　加賀　正和、柴田　優

イ　監査事項

(ｲ) 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団　体　の　目　的
787,275,958円	基本財産の現在額 1,793,243,108円 県の出資割合　44.0％	山形県における農用地利用の効率化及び高度化の促進、農業を担う人材の育成・確保、農村の活力創出、農産物等に対する信頼確保及び環境負荷低減に向けた農業生産の促進等を図ることにより、本県農業・農村の振興と持続可能で健全な発展に寄与する。

(ﾛ) 補助等に係るものの出納その他の事務の執行状況

補助等の名称	補助等対象事業費	補償期間	補助等の目的
担い手支援資金 （損失補償）	188,380円	令和４年５月18日 ～ 令和10年３月31日	農地中間管理事業等に要する借入金を補償する。
担い手支援資金 （損失補償）	1,091,922円	令和５年５月30日 ～ 令和16年３月31日	農地中間管理事業等に要する借入金を補償する。
担い手支援資金 （損失補償）	2,967,945円	令和６年５月８日 ～ 令和17年３月31日	農地中間管理事業等に要する借入金を補償する。
担い手支援資金 （損失補償）	3,513,345円	令和７年４月24日 ～ 令和18年３月31日	農地中間管理事業等に要する借入金を補償する。

ロ　指摘事項（是正改善を要するとして指摘した事項）　なし

ハ　注意事項（是正改善を要するとして注意した事項）　なし

(6) 公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構

監査実施年月日　　令和８年７月10日

担当監査委員　　小松　伸也、海老名　信乃

イ　監査事項

(ｲ) 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団　体　の　目　的
1,760,540,470円	基本財産の現在額 2,654,594,218円 県の出資割合　66.3％	森林の適切な整備に関する事業及び緑化の推進に関する事業等を行うことにより、水源のかん養・県土の保全・温暖化防止等森林の公益的機能の高度発揮による県民の生活環境の保全、県民生活に必要な木材の安定供給、林業生産性の向上、林業担い手の労働環境及び雇用の改善、県民総参加による緑化の促進を図り、もって潤いのある県土づくりと農山村経済の振興等に寄与する。

(ﾛ) 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

管理施設名	令和７年度管理経費等	指定期間	業　務　の　内　容
山形県県民の森	36,008,000円	令和７年４月１日 ～ 令和12年３月31日	山形県県民の森の施設等の維持管理及び運営に関する業務を行う。

山形県源流の森	45,619,000円	令和７年４月１日 ～ 令和12年３月31日	山形県源流の森の施設等の維持管理及び運営に関する業務を行う。

(ﾊ) 補助等に係るものの出納その他の事務の執行状況

補助等の名称	補助等対象事業費	補助等の金額	補助等の目的
山形県森林施業支援事業費補助金	124,543,100円	92,546,640円	民有林における森林資源の培養と保続を図り、もって森林の公益的、経済的機能拡充に要する経費を補助する。
山形県森林整備活性化資金利子補給補助金	21,810,286円	21,810,286円	先進的な林業地域の整備を図るため、借入金利子の一部に対し補助する。
やまがた森林と緑の推進機構運営費補助金	12,678,772円	4,623,000円	機構の業務運営体制の充実強化に必要な事業に要する経費を補助する。
山形県高性能林業機械トライアル支援事業費補助金	16,916,662円	16,916,662円	効率的かつ低コストな施業方法の確立と意欲と能力のある林業経営者育成を図る事業に要する経費を補助する。
公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構事業資金	―	24,834,287,845円	機構が植林・保育及び伐採等を行う資金を貸し付ける。

補助等の名称	借入金残高	補償期間	補助等の目的
森林整備活性化資金（損失補償）	804,053,250円	14年～30年	分収林事業に要する借入金（無利子）を補償する。
林業基盤整備（造林）資金（損失補償）	4,451,978,735円	29年～55年	分収林事業に要する借入金（有利子）を補償する。
施業転換資金（損失補償）	262,753,190円	24年～36年	保育基準、施業工程の見直しなど施業の転換に要する借入金を補償する。
利用間伐推進資金（損失補償）	109,260,000円	14年～16年	森林整備（植林、保育及び伐採等）に要する借入金を補償する。
借換資金（損失補償）	1,442,805,618円	38年	森林整備活性化資金として借り入れた資金のうち、借り換えた資金について補償する。

ロ　指摘事項（是正改善を要するとして指摘した事項）　なし

ハ　注意事項（是正改善を要するとして注意した事項）　なし

(7) 山形県土地開発公社

監査実施年月日　　令和８年７月10日

担当監査委員　　加賀　正和、柴田　優

イ　監査事項

(ｲ) 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団　体　の　目　的
30,000,000円	基本財産の現在額 30,000,000円 県の出資割合　100％	公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与する。

ロ　指摘事項（是正改善を要するとして指摘した事項）　なし

ハ　注意事項（是正改善を要するとして注意した事項）　なし

(8) 山形県道路公社

監査実施年月日　令和８年７月10日

担当監査委員　加賀　正和、柴田　優

イ　監査事項

(ｲ) 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団　体　の　目　的
366,000,000円	基本財産の現在額 366,000,000円 県の出資割合　100％	山形県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕、その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与する。

ロ　指摘事項（是正改善を要するとして指摘した事項）　なし

ハ　注意事項（是正改善を要するとして注意した事項）　なし

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第１項の規定により、令和８年度（債務負担行為）山形県立中央病院受変電設備・発電設備等更新工事の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。この入札は、山形県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により執行する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第１条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和８年10月16日

山形県病院事業管理者　阿　彦　忠　之

１　入札書の受付期間、開札の場所及び開札の日時等

(1) 入札書の受付期間　令和８年12月11日（金）から同月15日（火）まで

（山形県の休日を定める条例（平成元年３月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

(2) 入札書の受付時間　午前８時から午後10時（入札書の受付期間の最終日にあっては午後４時）まで

(3) 書面による入札

イ　入札に参加を希望する者で電子入札システムによる入札により難いものは、持参又は郵送により、書面による入札を行うことができる。この場合の入札手続は入札説明書による。

ロ　書面による入札を行う者は、入札書を令和８年12月15日（火）午後４時まで（郵送の場合は、この時間までに必着すること。）に山形市松波二丁目８番１号　山形県病院事業局県立病院課経営施設係に提出すること。

(4) 開札の場所　山形市松波二丁目８番１号　山形県庁入札室（２階）

(5) 開札の日時　令和８年12月16日（水）午後１時50分

２　入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称　令和８年度（債務負担行為）山形県立中央病院受変電設備・発電設備等更新工事（以下「対象工事」という。）

(2) 工事の場所　山形市青柳　地内

(3) 工事の概要　電気工事

(4) 工　　期　令和12年３月29日まで
(5) 予 定 価 格　3,175,620,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

3　入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 競争入札参加者の資格に関する公告（令和８年10月16日付け山形県公報第746号）により公示された資格を有する者２者又は３者で自主構成する特定建設工事共同企業体（以下「特定共同企業体」という。）であること。

(2) 特定共同企業体の構成員は、共同連帯して対象工事を完成させるものであること。

(3) 特定共同企業体の構成員は、そのいずれもが次に掲げる要件を満たしていること。

イ　経常建設工事共同企業体、復旧・復興建設工事共同企業体又は事業協同組合でないこと。

ロ　出資比率は、２者の場合にあっては30パーセント以上、３者の場合にあっては20パーセント以上であること。

ハ　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後３年を経過していないものでないこと又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

ニ　山形県財務規則（昭和39年３月県規則第９号。以下「規則」という。）第125条第５項の規定による競争入札参加資格者名簿に電気工事の資格者として登載されていること。

ホ　対象工事の入札において、単体企業で参加していないこと又は他の特定共同企業体の構成員になっていないこと。

ヘ　健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること。ただし、個人事業所で、かつ、従業員が４人以下である等の事由により適用事業所に該当しない場合を除く。

ト　山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

チ　規則第132条の規定に基づく建設工事請負契約約款（昭和39年８月県告示第707号。以下「建設工事請負契約約款」という。）第49条第11号イからトまでのいずれにも該当しないこと。

リ　会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者にあっては、当該更正手続開始又は当該再生手続開始の決定の日を審査基準日とする経営事項審査の結果をもとに、建設工事の入札参加資格の審査を受けた者であること。

(4) 特定共同企業体の代表者が、次に掲げる要件を全て満たしていること。

イ　構成員の中で出資比率が最大の者であること。

ロ　平成23年４月以降において、延べ床面積が25,000平方メートル以上の病院（医療法（昭和23年法律第205号）第１条の５第１項に規定する病院をいう。以下同じ。）で、受変電設備に係る電気工事を元請（共同企業体（経常建設共同企業体を含む。以下同じ。）の構成員であった場合は、その出資比率が20パーセント以上であった者に限る。）として完成した実績を有すること。

なお、当該電気工事が工事成績評定を通知されている工事である場合にあっては、評定点が65点以上のものに限る。

ハ　次に掲げる要件を全て満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できるとともに、現場代理人を常駐で配置できること。なお、現場代理人と主任技術者又は監理技術者とは、兼務できる（10の(5)に該当する場合を除く）。

(ｲ) １級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(ﾛ) 監理技術者にあっては、電気工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ、監理技術者講習を受講していること。

(ﾊ) 平成23年４月以降において、延べ床面積が25,000平方メートル以上の病院で、受変電設備に係る電気工事を元請（共同企業体の構成員であった場合は、その出資比率が20パーセント以上であった者に限る。）として完成したものの現場代理人、主任技術者又は監理技術者であった実績を有する者であること。

なお、当該電気工事は、(4)ロの電気工事とは異なるものでもよく、当該電気工事が工事成績評定を通知されている工事である場合にあっては、評定点が70点以上のものに限る。

ニ　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項に規定する総合評定値（当該総合評定値の算出に係る経営事項審査の審査基準日が一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限前１年７月以内のものであり、かつ、直近のものに限る。以下「総合評定値」という。）が、電気工事につい

て、1,300点以上であること。

(5) 特定共同企業体の代表者以外の構成員が、次に掲げる要件を全て満たしていること。

イ　平成23年４月以降において、延べ床面積が5,000平方メートル以上の病院で、受変電設備に係る電気工事を元請（共同企業体の構成員であった場合は、その出資比率が20パーセント以上であった者に限る。）として完成した実績を有すること。

なお、当該電気工事が工事成績評定を通知されている工事である場合にあっては、評定点が65点以上のものに限る。

ロ　次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できること。

(ｲ) １級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(ﾛ) 監理技術者にあっては、電気工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ、監理技術者講習を受講していること。

(ﾊ) 主任技術者又は監理技術者は、平成23年４月以降において、延べ床面積が5,000平方メートル以上の病院で、受変電設備に係る電気工事を元請（共同企業体の構成員であった場合は、その出資比率が20パーセント以上であった者に限る。）として完成したものの現場代理人、主任技術者又は監理技術者であった実績を有する者であること。

なお、当該電気工事は、(5)イの電気工事とは異なるものでもよく、当該電気工事が工事成績評定を通知されている工事である場合にあっては、評定点が70点以上のものに限る。

ハ　総合評定値が、電気工事について、810点以上であること。

4　契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局

山形市松波二丁目８番１号　山形県病院事業局県立病院課経営施設係　電話番号023(630)2748

なお、入札説明書は、山形県電子閲覧システムからもダウンロードすることができる。

5　入札参加資格の確認等

(1) 入札の参加を希望する者は、次に掲げる書類を、(2)に掲げる期日内に山形県電子入札システムにより提出するものとする。ただし、書面による提出の場合は、４に掲げる場所に持参又は郵送するものとする。

イ　申請書

ロ　３の(4)ニ及び３の(5)ハに係る総合評定値通知書の写し

ハ　３の(4)ロ、３の(5)イに係る施工実績を証する書類

ニ　対象工事に配置する主任技術者及び監理技術者の資格及び工事経験を証する書類

ホ　特定共同企業体にあっては、特定共同企業体協定書の写し

ヘ　特定共同企業体にあっては、特定共同企業体の代表者の権限に係る委任状の写し

(2) (1)に掲げる書類は、次に掲げる期間に受け付ける。

イ　受付期間　令和８年10月16日（金）から同年11月９日（月）まで（県の休日を除く。）

ロ　受付時間　午前８時から午後10時まで（受付期間の最終日にあっては、午後４時まで（郵送の場合は、この時刻までに４に掲げる場所に到達すること。）とする。なお、持参による場合は、県の休日を除いた、午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）の間に提出すること。）

(3) 入札参加資格の確認結果は、申請者に通知する。

(4) 競争入札参加資格者名簿（有効期限が令和９年３月31日までのものに限る。）に電気工事の資格を有する者として登載されていない者は、規則第125条第２項に規定する競争入札参加資格審査申請書（建設工事）を(2)に掲げる期間内に４に掲げる場所に持参又は郵送するものとする。

6　入札保証金及び契約保証金等

(1) 入札保証金　　免除する。

(2) 契約保証金等

建設工事請負契約約款第４条による保証（保証金額は、契約金額の10分の１に相当する額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）とする。）を付すこと。

7　入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の２の規定に該当する入札は、無効とする。

8　落札者の決定方法

規則第120条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合

した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり、著しく不適当であると認められるときは、当該者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

９　契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10　その他

(1) この契約においては、契約書の作成を必要とする。

(2) ３の(3)ニに掲げる要件を満たさない者も５の(1)に掲げる書類を提出することができるが、入札に参加するためには、入札の前までに当該要件を満たしていなければならない。

(3) 災害その他の事情により、電子入札システムに障害が生じた場合は、入札を無効とし、別途日時を指定して、書面による入札に変更することがある。

(4) この入札は、山形県建設工事等低入札価格調査制度実施要綱（以下「低入札調査要綱」という。）の規定による低入札価格調査制度を適用する。

(5) 低入札調査要綱第２条に規定する調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った価格をもって契約する場合には、現場代理人と主任技術者又は監理技術者との兼務を認めない。

(6) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(7) 対象工事における現場代理人は、別件工事の現場代理人との兼務を認めない。

(8) 入札参加者は、積算内訳書を入札時に提出すること。

(9) 対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を対象工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定はない。

(10) 詳細については入札説明書による。

11　Summary

(1) Subject matter of the contract: Construction work of the Yamagata Prefectural Chuo Hospital

(2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 4:00 P.M. November 9,2026

(3) Time-limit for tender: 4:00 P.M. December 15,2026

(4) Contact point for the notice: Prefectural Hospital Division,Hospital Affairs Agency,Yamagata Prefectural Government,8-1 Matsunami 2-chome,Yamagata-shi,Yamagata-ken,990-8570 Japan TEL 023(630)2748

令和８年10月16日印刷　　発行所　山　形　県　庁
令和８年10月16日発行　　発行人　山　形　県

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。